

(公 印 省 略)
学字第448-25号
令和3年9月10日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

緊急事態措置の延長に伴う放課後児童クラブの対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

今般、本県を指定地域とした緊急事態宣言が令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までの間、延長されることが決定し、本県でも同期間中、群馬県緊急事態措置を延長することが決定されました。

また、県立高等学校等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、9月30日（木）まで分散登校を継続することとされ、各市町村立学校等においても、分散登校などの感染防止対策の実施が検討されるものと承知しています。

放課後児童クラブにおいても、集団感染の発生が報告されるなど、感染防止対策の徹底が求められることから、各市町村におかれましては、放課後児童クラブの運営にあたり、下記に御留意いただき、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

- 1 家に一人であることができない年齢の子どもを持つ保護者のうち、仕事を休むことが困難な方等、真に利用が必要な人のために、引き続き適切な感染防止対策を徹底した上で、施設の開所に努めてください。
- 2 管内において分散登校等が実施される場合には、放課後児童クラブ、教育委員会及び学校が十分に連携し、必要に応じて学校の空き教室等を利用して放課後児童クラブを実施するなど、地域全体として子どもの居場所づくりに取り組むよう配慮してください。

担当：子育て支援係
電話：027-226-2622